

- 2023年4月7日、日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、「日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化」、「デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し」、「国際協調によるウクライナ復興支援への参画」を柱とする株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律が成立。

### ① 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化

- ◆ 日本企業のみならず、日本企業の**サプライチェーン**や**産業基盤**を支える**外国企業もパッケージで支援可能**に
- ◆ 海外で開発した資源等を日本に輸入する場合のみならず、**日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援が可能**に
- ◆ 日本企業の**サプライチェーン強靱化に係る海外事業資金を国内経由で融資可能**に

### ② スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し

- ◆ 海外事業を行う**国内スタートアップ企業**や**中堅・中小企業への出資・社債取得等が可能**に
- ◆ **特別業務勘定**の対象分野を拡大し、**資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を対象に追加**

### ③ 国際協調によるウクライナ復興支援への参画

- ◆ **国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証可能**に

※③（国際協調によるウクライナ復興支援への参画）は2023年4月15日から施行、その他施策の施行日は2024年3月31日までに別途政令で指定。